

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 特定口座への移管が平成15年末まで可能に

Q : 特定口座制度が改正されたと聞きましたが、どのように変わったのですか。

A : 平成15年中であれば一般口座から特定口座への移し入れができるなど、利用しやすくなりました。

【解説】

平成15年から株式譲渡益の源泉分離課税が廃止されることに伴って導入された特定口座制度は、一定の要件のもとで確定申告が不要になるというのですが、より利用しやすくするため、このほど次の点が改正されました。

- ①一般口座（特定口座以外の口座）内の株式を特定口座に移し入れることができるのは平成14年12月31日までとされていましたが、この期限が平成15年12月31日まで延長されました。
- ②平成4年以前に取得した株式を特定口座に組み入れる場合の取得費は、みなし取得費（平成13年10月1日の株価×80%）によるものとされていましたが、実際の取得費を選択することもできるようになりました。
- ③特定口座に組み入れることができる上場株式等の範囲が拡大されました。
- ④株式の交換・移転により取得した新株式の取得日は、旧株式の取得日を引き継ぐものとされました。これにより、長期保有株式の優遇税制（100万円特別控除、10%の暫定税率、購入価額1千万円までの非課税）の適用の有無については、旧株式の取得日からの保有期間で判断することになります。

